

【問合先】労務課（本部棟3階 電話：853-8660）

Q1. 入所を検討するにあたり、保育所の見学をしたいのですが、どのようにすればよいですか？ 複数人（夫婦等）で、子どもも同伴して見学してよいですか？

A. 見学については、労務課へお申し込みください。

見学の日程は、原則、毎月第2・第4水曜日の午前10時00分から10時30分までとしています。どうしてもこの日程で見学が難しい場合は、ご相談ください。

複数人で、お子さんを同伴しての見学も可能です。

Q2. 現在は名古屋市立大学の教職員ではありませんが、保育を必要とする子どもがおり、就職希望先が市立大学病院であることから、さくらんぼ保育所への入所を検討しています。申し込みはできますか？

A. 労務課に事前にご相談ください。なお、申し込みをしていただくことは可能です。

ただし、名古屋市立大学に採用されなかった場合、あるいは名古屋市立大学に採用はされたもののさくらんぼ保育所の入所対象キャンパスに配属されなかった場合は、入所申し込みは取り下げとなり、入所することができません。

また、採用内定が出ていても、採用前の時期は入所できません。

Q3. 月ぎめの保育を希望し、地元の保育所に入所希望ですが、入れなかった場合に備えてさくらんぼ保育所に並行して申し込みしておくことも検討しています。どのように段取りすればよいですか？

A. さくらんぼ保育所では、①例年12月頃募集をする翌年度分の新規入所者募集（一斉募集）のほか、②①で募集した結果定員に余裕がある場合は、年度途中から申込・入所が可能な随時募集をしています。

①の新規入所者募集（一斉募集）については、実際に募集をする際に、他の保育所等との並行申込の場合の辞退方法等についてご案内します。

②の随時募集の場合については、労務課にご相談ください。入所希望時期などのご事情を踏まえて、具体的な段取りについてご案内します。

Q 4. 既に地元の保育所で月ぎめの保育をしてもらっています。さくらんぼ保育所で月ぎめではなく、一時的に保育してもらうことは可能でしょうか？

A. 月ぎめの保育は「基本保育」ですが、一時的な保育であれば「一時保育」となります。さくらんぼ保育所では、一時保育は生後6か月から可能です。

なお、一時保育を希望される場合は、「一時保育利用登録書」を労務課へご提出ください。利用者が学生・研究員の場合は、あわせて在学証明書・研究員であることの証明書もご提出ください。

書類をご提出いただいた後、労務課における手続きや保育所との連絡調整、労務課から保護者様への「入所のしおり」等資料送付を経て、その後保護者様から保育所に対し予約連絡が必要となります（利用月の前月25日までに予約連絡が必要）。そのため、「一時保育利用登録書」等は、利用を開始されたい月の前月10日までに余裕をもってご提出いただくようお願いします。

Q 5. 随時募集への申込を検討しています。いつごろまでに「基本保育入所申込書」を提出すればよいですか？

A. 定員の空き状況については入所希望月によって変動しますので、事前に労務課へご確認ください。

なお、「基本保育入所申込書」を労務課へ提出されるにあたり、利用者が学生・研究員の場合は、あわせて在学証明書・研究員であることの証明書もご提出ください。

書類をご提出いただいた後、労務課における手続きや保育所との連絡調整、労務課から保護者様への「入所のしおり」等資料送付を経て、保育所において入所前オリエンテーションを受けていただく必要があります。

そのため、「基本保育入所申込書」等は、利用を開始されたい月の前月10日までに余裕をもってご提出いただくようお願いします。

Q 6. 自家用車で子どもの送迎をしたいと考えています。送迎のために一時的に駐車できる場所がありますか？

A. さくらんぼ保育所入所者向けに、送迎の際に一時的に駐車するための場所を保育所前に用意しています。

労務課に申し出をいただきますと、利用のために車内に標示していただくための標示板を貸与します。具体的な駐車場所など、詳細は「入所のしおり」でご案内します。多くの方が入れ替わり送迎されますので、ご利用に当たってはご配慮をお願いします。